

フレーベル會規則

會 告

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ
篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ヘシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ齎出フヘシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特
ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ

第六條 本會ノ目的ヲ達セシガ爲ニ左ノ事業ナフヲ

一、總會 每年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育

參列品、幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會

長ノ意見ニヨリ之ヲ更ヌルコトアルヘシ

一、常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育

ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス

一、組合會 會員中特ニ或ル項目ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス

但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一、雜誌發行 每月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス

一、前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一人 會務ヲ總理ス

主幹一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

幹事十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

評議員若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第九條 主幹ハ會長ノ特選トス

第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ月年トス

但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトア
ルヘシ

第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更ス
ルコトヲ得ス

一、原稿は毎月十日までに御送附下され
たく候

二、各地方幼稚園の狀況、家庭教育、女子
教育の概要其他童謡等に付きて御投
稿下されたく候

フレーベル會編輯部

謹 告

小生儀下谷區竹町一一番地生駒邸内へ轉居
致し候に付き本月中本誌原稿は一切同所
へ御送附下されたく候

明治卅六年八月

東 基 吉